（ＴＭＣＣ区間及びサブフレーム区間における搬送波の変調等）

第二十三条の九　ＴＭＣＣ区間及びサブフレーム区間は、三十五個のＯＦＤＭセグメント（以下この章において「ＯＦＤＭフレーム」という。）から成るものとする。

2　ＴＭＣＣ区間は次の第一号から第三号までに定めるシンボルから成るＯＦＤＭセグメントを逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号から成るものとする。ただし、伝送主シンボルをＯＦＤＭセグメントに含めることができるものとする。

一　ＴＭＣＣシンボル

二　ＣＰシンボル

三　Ｌ　ｃｈシンボル

3　サブフレーム区間は次の各号に定めるシンボルから成るＯＦＤＭセグメントを逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号から成るものとする。

一　伝送主シンボル

二　ＳＰシンボル

三　ＣＰシンボル

四　ＢＰシンボル

五　Ｌ　ｃｈシンボル

4　ＯＦＤＭセグメントにおける伝送主シンボル、ＴＭＣＣシンボル、ＳＰシンボル、ＣＰシンボル及びＢＰシンボルの配置は、別表第二十号の五に示すとおりとし、Ｌ　ｃｈシンボルの配置は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

5　ＯＦＤＭフレームは、その変調波スペクトルが別表第二十号の六に示す配置となるように構成するものとする。

6　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、八十一分の五百十二ＭＨｚとする。

7　有効シンボル期間長は、一、二九六マイクロ秒、二、五九二マイクロ秒又は五、一八四マイクロ秒とする。ただし、ＴＭＣＣ区間の有効シンボル期間長は、サブフレーム区間で用いられる最も短い有効シンボル期間長以下とする。

8　ガードインターバル比（ガードインターバル期間長の有効シンボル期間長に対する比率をいう。）は、パイロット信号の間隔により選択することができるものとし、別表第二十号の七に示すとおりとする。

9　搬送波を変調する信号の通信速度は、別表第二十号の四に示すとおりとする。

（伝送主シンボル）

第二十三条の十　伝送主シンボルは、階層（三十五個のＯＦＤＭセグメントを最大八個に区分したものをいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四相位相変調、十六値直交振幅変調、六十四値直交振幅変調、二百五十六値直交振幅変調、千二十四値直交振幅変調又は四千九十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、レベル調整、階層合成、帯域分割、時間インターリーブ、周波数インターリーブ及び帯域合成によりデータセグメントを構成するものとする。